

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

宇部工業高等専門学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

（１）人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、進級の目的及び進級後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献できる人物となる見込みがあること。

（２）健康について

以下のいずれかに該当すること

- ① 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められること。
- ② 心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれること。

（３）学力及び資質について

高等専門学校の第1学年から申込時までの学習成績に基づく評価が、次のいずれかに該当すること。

- ア 十分に満足できる高い学習成績を収めており、進級後も特に優れた学修成績を修める見込みがあること。
- イ 教科以外の学校活動等が特に優れ、かつ、概ね満足できる学習成績を収めており、進級後に特に優れた学修成績を修める見込みがあること。
- ウ 社会的養護を必要とする者においては、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進級後における学修に意欲があり、かつ、進級後に特に優れた学修成績を修める見込みがあること。

（４）経済的理由による修学上の極度な困難について

その者の生計を維持する者が給付奨学金の申込みをする月の属する年度分の市町村民税所得割を課されていないこと又は社会的養護を必要とする者若しくは生活保護を受けている世帯に属する者であること。